

お客さま各位

平成 28 年 7 月 11 日  
厚木ガス株式会社

## 都市ガス料金の改定等について

日頃より厚木ガスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

この度、弊社は供給約款および選択約款をあわせました小口部門におけるガス料金の引き下げを主な内容とする供給約款および選択約款の変更について本日、関東経済産業局長に届出いたしました。

今回の改定は、これまで努めてまいりました経営効率化の成果をお客さまに還元させていただくべく実施するものです。これにより、供給約款料金を現行に比べ平均で 3.10%、小口部門料金を現行に比べ平均で 2.63%引き下げいたします。

### ● ガス料金改定の主な内容

実 施 日	平成 28 年 8 月 1 日 (月)
-------	---------------------

#### 1. 現行、改定料金の平均単価 (税抜) 及び改定率

	現行料金平均単価	改定料金平均単価	改 定 率
小口部門料金	126.65 円/m <sup>3</sup>	123.32 円/m <sup>3</sup>	▲2.63%
供給約款料金	160.84 円/m <sup>3</sup>	155.85 円/m <sup>3</sup>	▲3.10%

(注) ・小口部門料金とは、大口供給 (年間使用量 10 万 m<sup>3</sup>(46MJ) 以上で、大口契約を締結したお客さま) を除く料金をいいます。

・供給約款料金とは、供給約款に規定されている料金 (一般料金) をいいます。

#### 2. 供給約款料金表 (45MJ/m<sup>3</sup>)

現行料金 (税込)

	1 ヶ月の使用量	基本料金 (1 ヶ月あたり)	単位料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)
料金表 A	0 m <sup>3</sup> から 25 m <sup>3</sup> まで	804.60 円	173.18 円
料金表 B	25 m <sup>3</sup> を超え 80 m <sup>3</sup> まで	1,615.68 円	140.74 円
料金表 C	80 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	2,478.60 円	129.95 円
料金表 D	200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	5,558.76 円	114.55 円
料金表 E	500 m <sup>3</sup> を超え 800 m <sup>3</sup> まで	11,655.36 円	102.36 円
料金表 F	800 m <sup>3</sup> を超える場合	14,117.76 円	99.28 円

改定料金（税込・45MJ/m<sup>3</sup>）

	1ヶ月の使用量	基本料金（1ヶ月あたり）	単位料金（1m <sup>3</sup> あたり）
料金表A	0 m <sup>3</sup> から 25 m <sup>3</sup> まで	804.60 円	168.22 円
料金表B	25 m <sup>3</sup> を超え 80 m <sup>3</sup> まで	1,653.48 円	134.26 円
料金表C	80 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	2,517.48 円	123.46 円
料金表D	200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	5,597.64 円	108.06 円
料金表E	500 m <sup>3</sup> を超え 800 m <sup>3</sup> まで	10,608.84 円	98.04 円
料金表F	800 m <sup>3</sup> を超える場合	12,155.40 円	96.10 円

- ・単位料金は原料費調整制度により毎月調整いたします。
- ・平成28年2月～4月の平均原料価格を基に算定しています。

3. モデル世帯における1ヶ月当たり料金(税込)の増減額

現行料金	改定料金	増減額
5,837 円/月	5,681 円/月	▲156 円

- ・モデル世帯のガス使用量は、1世帯あたりの標準的使用量 30 m<sup>3</sup>(45MJ/m<sup>3</sup>)を使用しています。

4. 原料調整制度における基準平均原料価格等

	現行	変更後
基準平均原料価格	65,380 円/t	42,470 円/t <small>(平成28年2月～4月の平均原料価格を基に算定しています。)</small>
LNG 構成比率	0.9658	0.9479
LPG 構成比率	0.0336	0.0546
原料価格変動による 単位料金調整額(税抜)	0.082 <small>(変動額100円につき円/m<sup>3</sup>)</small>	0.081 <small>(変動額100円につき円/m<sup>3</sup>)</small>

また、原料費調整制度に基づき毎月毎に原料費調整額を算出し、ガス料金に適用させていただきますが、平成28年8月検針分に適用されるガス料金につきましては、平成28年3月～5月の原料価格に基づき、料金単価を調整いたします。

当社は、今後とも安定供給、保安の確保、サービスの向上に努めるとともにさらなる経営効率化に取り組み推進してまいりますので、ひきつづきのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

厚木ガス株式会社 料金課  
046-297-5511 (直通)